

議案第47号

逗子市介護保険条例の一部改正について

逗子市介護保険条例の一部を次のように改正する。

平成27年6月4日提出

逗子市長 平井 竜一

逗子市介護保険条例の一部を改正する条例

逗子市介護保険条例（平成12年逗子市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

- 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、30,840円とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の逗子市介護保険条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の条例の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、適用しない。

（提案理由）

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）等の改正に伴い、第1号被保険者のうち介護保険料の所得段階が第1段階に該当する者について、基準額に乗じる割合を変更するに当たり、改正の要あるため提案する。